

令和3年3月2日

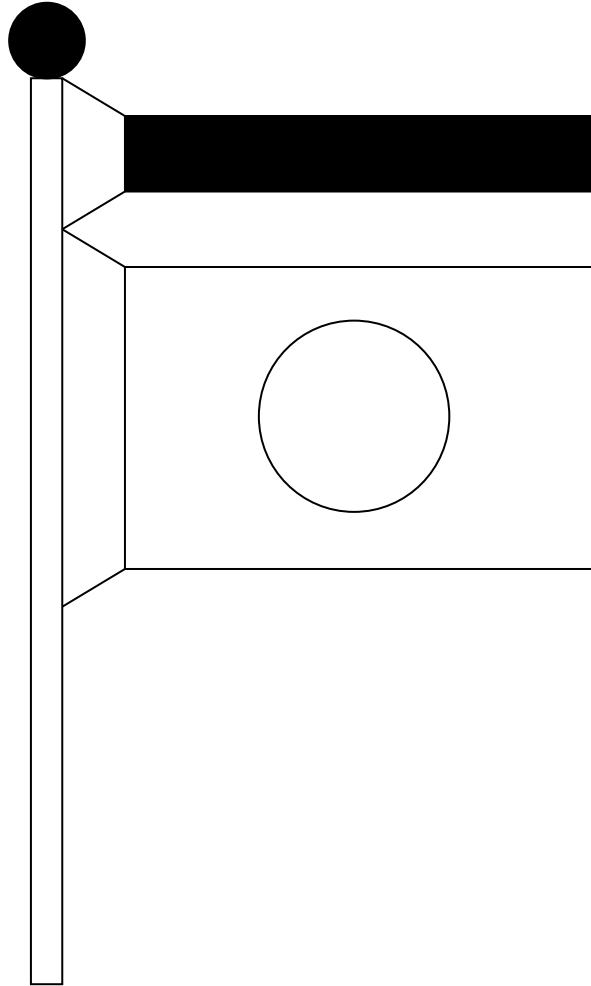
東日本大震災発災十年となる3月11日における弔意表明について

弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」(大正元年7月30日閣令第1号)に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

参 考



蔽
ヒ
且
旗
竿
ノ
上
部
ニ
黒
布
ヲ
附
ス
ヘ
シ
其
ノ
圖
式
左
ノ
如
シ

大
喪
中
國
旗
ヲ
掲
揚
ス
ル
ト
キ
八
竿
球
八
黒
布
ヲ
以
テ
之
ヲ

大
喪
中
ノ
國
旗
掲
揚
方
ノ
件

閣
大
正
令
元
年
第
七
月
一
三
十
号
日